

福岡県公報

平成十七年六月二十九日
第二千四百六号
増刊①

目次

条例(第四十号)

○福岡県都市公園条例の一部を改正する条例

公布された条例のあらまし

◇福岡県都市公園条例の一部を改正する条例

1 公園施設として筑後広域公園内に多目的運動場等を整備したことにより、その使用料を定めることとした。

福岡県都市公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

条例

福岡県知事
麻生
渡

福岡県条例第四十号

福岡県都市公園条例の一部を改正する条例

司表第一の二表の部分を又の二表ある。

都市公園名	単位	金額
球技場	全面	三、〇〇〇円
二時間以内		

別表第二の八の備考の一中「多目的広場」を「この表に掲げる施設」に改める。

この条例は、平成十七年七月一日から施行する。

筑後広域公園		筑 豊 緑 地	
多 目 的 廣 場	多 目 的 運 動 場	ソ フ ト ボ ー ル 場	
半面	全面	半面	全面
二時間以内		二時間以内	二時間以内
三〇〇円	六〇〇円	一、五〇〇円	六〇〇円

発行
福岡県市
(博多区東公園七番
総務部行政経営企画課)

販印
壳刷
株福岡市
式市東区箱
会社崎ふ
川頭六島
丁目弘文
番文四
二社号

定価
一箇月一三五〇円(税込・郵便料別)